

(案)

売 払 契 約 書

売払契約名	クリーンセンター資源（金属くず）売り払い（上期）
売払品名	クリーンセンター東工場内に積み置いた金属くずで、 本市が指定したもの
履行場所	仕様書のとおり
履行期間	令和8年4月1日 から 令和8年9月30日 まで
契約金額	1トンあたり ￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
契約保証金	

上記の売払契約について、売扱人と買受人は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売扱人 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
名 称 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機

買受人 住 所
名 称
代表者

(総 則)

第1条 売扱人及び買受人は、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して売扱人と買受人との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、売扱人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約保証金)

第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で売扱人が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、売扱人がその必要がないと認めたときは、買受人は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、本契約で規定される場合を除き、当該契約保証金は、この契約に基づく売扱人の検収が完了し、買受人が売扱代金を完納したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

(売扱代金の納付)

第4条 買受人は、売扱代金を売扱人が発行する納入通知書兼領収書により定められた納付期日までに売扱人に納付しなければならない。

2 売扱代金は、契約単価に1ヶ月分の引取合計重量（売扱人のトラックスケールで計量し、買受人に提出する計量票で、小数点以下第2位《kg換算で10kg単位》の値まで）を乗じて算出した金額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

3 計量値は原則、売扱人のトラックスケールの計量値を採用するが、買受人のトラックスケールが計量法に基づく検査に合格し、計量証明書を発行できる場合は、売扱人と協議をして決定できるものとする。

4 売扱人は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、買受人が売扱物品の引取を完了し、売扱人が検収を行った時点で納入通知書兼領収書を発行する。

(所有権の移転)

第5条 売扱物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が売扱代金を完納したときに売扱人より買受人に移るものとする。

(売扱物品の引取等)

第6条 買受人は、売扱人から引取日時の指定等があった場合を除き、売扱物品を引取ろうとするときは、あらかじめ、売扱人にその旨を通知しなければならない。

2 買受人は、売扱人が特に承認した場合を除き、売扱人から指定された引取日時までに売扱物品の引取を完了しないときは、売扱人の都合により売扱人が売扱物品を処分することがあっても、異議の申立ができない。

3 前項の場合において、買受人は売扱物品相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(契約不適合責任)

第7条 買受人は、売扱物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を引取時以降に発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売扱代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、売扱物品の引取時とは、買受人が管理を行う運搬車両に売扱物品の積み込み等を完了した時点とする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、売扱人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(危険負担)

第9条 売扱物品が、売扱物品の引取時から売扱人から買受人へ所有権移転する時までにおいて、売扱人の責に帰すことができない理由により滅失又は毀損した場合の危険は、すべて買受人が負担するものとする。

(履行期間の延長)

第10条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責めに帰すことができない理由により履行期間内に売扱物品の引取を完了することができないときは、売扱人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売扱人と買受人とが協議して書面により定める。

(履行遅滞の場合における遅滞金等)

第11条 買受人の責めに帰する事由により、頭書の履行期間内に売扱物品の引取を完了しないときは、売扱人は、買受人からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に履行期間の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金の額は、遅滞日数1日に付き頭書の金額（単価契約にあっては予定総額）に対し当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

3 前項に規定する遅滞金の納付は、納入通知書兼領収書により指定された期日までに完納しなければならない。

(契約の解除)

第12条 売扱人は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 買受人が指定期限内に売扱代金を完納しないとき。
- (2) 買受人が履行期間内に売扱物品の引取を開始しないとき。
- (3) 買受人に本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- (4) 買受人の責めに帰すべき事由によって売扱物品の引取が不能となつたとき。
- (5) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 買受人は前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額（単価契約にあっては予定総額）の1/10に相当する額を違約金として売扱人の指定した期限までに納付しなければならない。
- 3 売扱人は第1項の規定により契約を解除したときにおいて、買受人が納入した契約保証金があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。
- （返還金の相殺）
- 第13条 売扱人は、前条第3項の規定により契約保証金を返還する場合において、買受人が遅滞金又は違約金を売扱人に支払うべき義務があるときは、返還する契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- （契約外の事項）
- 第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売扱人と買受人とが協議して定める。